

## マニフェスト記載項目追加のお知らせ

- マニフェストの記載項目が追加されます。

廃棄物処理法施行規則（環境省令）の一部が改正され、運搬担当者又は処分担当者による産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載項目が追加されました。（施行 平成 17 年 10 月 1 日）

### ・法改正の概要

運搬受託者又は処分受託者による産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載項目において、これらの者が処理業者として処理を受託した責任を明確化するため、運搬担当者又は処分担当者の氏名又は名称のみならず運搬受託者又は処分受託者の氏名又は名称を追加することとする。

- 建設系廃棄物マニフェストは下記のように取り扱ってください。

1. 「運搬担当者」欄には、運搬担当者の氏名に加えて、運搬受託者名（収集運搬業者名）を記入する。
2. 「処分担当者（受領）」および「処分担当者（処分）」欄には、処分担当者の氏名に加えて、処分受託者名（処分業者名）を記入する。

建設九団体副産物対策協議会

建設マニフェスト販売センター